

行動援護従業者養成研修

10月

【目的】 障害者総合支援法に基づき、知的・精神障がいにより、常時介助を必要とする障がい者(児)に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護サービスを提供できる有資格者を養成します。

●本研修は平成27年度の報酬改定により、行動援護従事者及び同サービス提供責任者、重度障害者支援加算の必須要件となります。

【対象者】

- 熊本県内に在住、在勤または在学している者
- 熊本県内の行動援護事業所や障害福祉サービス事業所で働くことを希望する者、働くことが確定している者または既に働いている者
- 全日程に参加できる者
- 当該事業の定める学則に同意する者

【開催日時及び会場・定員】 ●4日間の研修になります。

項目	定員	日程	時間	会場
1日目	10名	令和5年10月2日(月)	9:00~16:30 (休憩含む)	合同会社 熊本介護人材養成センター 宇城市松橋町松橋915番地1-2
2日目		令和5年10月5日(木)	9:00~17:40 (休憩含む)	合同会社 熊本介護人材養成センター 宇城市松橋町松橋915番地1-2
3日目		令和5年10月9日(月)	9:00~17:20 (休憩含む)	合同会社 熊本介護人材養成センター 宇城市松橋町松橋915番地1-2
4日目		令和5年10月12日(木)	9:00~11:40	合同会社 熊本介護人材養成センター 宇城市松橋町松橋915番地1-2

*受講希望者が3名に満たない場合は、中止もあり得ます。

*定員を超えた場合は、先着順となります。

【受講料及びテキスト代・振込先】

受講料 40,000円(税込) 別途テキスト3,520円(税込)
合計43,520円(税込)

- 受講開始前日までに指定口座に銀行振り込みをお願いします。
- 研修申込後の受講料の返還は原則として行いません。
- 郵送で申込書を送付される場合は、下記あてにお願いします

〒869-0502 熊本県宇城市松橋915番地1-2
 合同会社 熊本介護人材養成センター

【振込先】熊本銀行 松橋支店
 (普通) 3087494

合同会社 熊本介護人材養成センター
 電話:0964-42-9120 FAX:0964-42-9121

行動援護従事者養成研修 申込書(FAX:0964-42-9121)

フリガナ				生年月日	
氏名				S・H	年 月 日
住所	〒				
事業所 (名称・住所等)	名称:			事業所Tel	
	住所:〒			連絡先 本人携帯	

※身分証明書(免許証等)のコピーを添えて郵送か持FAXで申し込んでください。

※FAXの場合、文字や顔の判別ができない場合は、来校時に再度提出をお願いする場合があります。ご協力お願いいたします。